

小田原市体育施設条例等の一部改正について **意見を募集します**

このたび、小田原市体育施設条例等の一部改正についての案がまとまりましたので、これに対する市民の皆さんからの意見を募集いたします。

1 意見提出方法

(1) 市ホームページによる提出

次の手順により投稿してください。

市ホームページのトップページ「小田原で暮らす」の「行政経営」のバナー

⇒「市政への参加・市民意見募集」の「パブリックコメント（市民意見）の募集・結果の公表・実施状況」

⇒「パブリックコメントの募集・結果の公表等」

⇒「小田原市体育施設条例等の一部改正」内の意見投稿フォーム

(2) 意見記入用紙（別紙様式）による提出

次のいずれかの方法により提出してください。

なお、意見を正確に把握する必要があるため、電話又は窓口での口頭による意見はご遠慮願います。

ア 郵送する場合

〒250-0866 小田原市中曽根263番地 小田原市総合文化体育館・小田原アリーナ内
小田原市スポーツ課管理係あて

イ ファックスを利用する場合

ファックス：0465-37-5120 小田原市スポーツ課管理係あて

ウ 直接持参する場合

小田原市総合文化体育館・小田原アリーナ内 小田原市スポーツ課

※午前9時00分から午後5時15分まで（土・日曜日、6月23日（月）を除く。）

2 意見提出期間

令和7年6月13日（金）から令和7年7月14日（月）まで

※郵送の場合は、当日消印有効

3 留意事項

- ・提出いただいた意見は、それに対する市の考え方を示して、後日公表します。
- ・意見に対しての個別の回答や提出いただいた書類の返却はしませんので、ご了承ください。
- ・提出いただいた意見の記載内容は、個人情報（氏名、住所、連絡先等）を除き、公開される可能性があることをご承知おきください。

4 問い合わせ先

小田原市スポーツ課管理係

電話：0465-38-1148 ファックス：0465-37-5120